

各 位

フィンテック グローバル株式会社
 代表取締役社長 玉井 信光
 (コード番号：8789 東証スタンダード市場)
 問合せ先：取締役副社長 上席執行役員 千田 高
 電話番号：(03) 6456-4600

当社の非完全子会社である子会社の取締役に対する譲渡制限付株式としての
 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

	当社非完全子会社の取締役
(1) 払込期日	2025年1月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 25,600株
(3) 処分価額	1株につき117円
(4) 処分総額	2,995,200円
(5) 割当予定先	当社非完全子会社の取締役1名 25,600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社非完全子会社の取締役1名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計2,995,200円ひいては本自己株式処分として当社の普通株式25,600（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとしました。

対象取締役は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象取締役との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象取締役に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は2025年1月24日（払込期日）から当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役のいずれも当社又は子会社の定める定年により退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日から当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役の、当社又は子会社の定める定年の退任日又は退職日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本役務提供期間中に、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を役務提供期間の初日が属する月の翌月から役務提供期間の末日が属する月までの月数で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、乙が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式につき、本譲渡制限を解除する各譲渡制限期間の開始日から当該地位喪失までの期間を踏まえた合理的な数の本割当株式につき、それぞれ譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、本役務提供期間中に対象取締役が当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役のいずれも退任又は退職した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、各譲渡制限期間の開始日から当該承認された日までの期間を踏まえた合理的な数の本割当株式につき、それぞれ譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年12月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である117円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上